

(趣旨)

第1条 この規則は、市長が保有する行政情報の公開等について、南相馬市情報公開条例(平成18年南相馬市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書作成の指示)

第2条 各課長等は、実施機関の説明責任を果たすため、各課長等の判断に基づき会議録、復命書等の作成を所属職員に命じなければならない。

(行政情報公開請求書)

第3条 条例第6条第1項の公開請求書は、行政情報公開請求書(様式第1号)とする。

(行政情報公開決定通知書等)

第4条 条例第11条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定による行政情報の全部公開を行う決定 行政情報公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 条例第11条第1項の規定による行政情報の部分公開を行う決定 行政情報部分公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 条例第11条第2項の規定による行政情報の全部を公開しない旨の決定(条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政情報を保有していないときの公開をしない旨の決定を含む。) 行政情報非公開決定通知書(様式第4号)

(行政情報公開決定等期間延長通知書)

第5条 条例第12条第2項及び第3項の規定による通知は、行政情報公開決定等期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第6号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 条例第14条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行政情報の件名
 - (2) 公開請求の年月日
 - (3) 請求のあった関係情報の内容
 - (4) 意見書の提出期限及び提出先
- 2 条例第14条第1項及び第2項の規定による通知は、行政情報の公開に係る意見照会書(様式第7号)により行うものとする。
- 3 条例第14条第1項及び第2項の意見書は、行政情報の公開に係る意見書(様式第8号)により行うものとする。

- 4 条例第14条第3項（条例第20条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、行政情報の公開に関する通知書（様式第9号）により行うものとする。

（行政情報の公開等）

第8条 行政情報を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政情報を丁寧に扱うとともに係員の指示に従わなければならない。

- 2 市長は、行政情報の閲覧又は視聴をする者が当該行政情報を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき、又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該行政情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

- 3 行政情報の写しの交付の部数は、行政情報1件名につき1部とする。

（電磁的記録の公開の方法）

第9条 条例第15条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号の定める方法とする。

- (1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力したものの閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（公開決定を受けたものの閲覧又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧若しくは視聴又はそれらを複写したものの交付

- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又はそれを複写したものの交付

（費用負担）

第10条 条例第17条の規定による行政情報及び条例第25条第5項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は実費とし、その額は別表のとおりとする。

- 2 前項の費用は、前納とする。

（審査会諮問通知書）

第11条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第10号）により行うものとする。

（出資等法人）

第12条 条例第30条第1項の市長が定めるものは、毎年4月1日において市が基本金等のおおむね2分の1以上を出資等している法人（以下「出資等法人」という。）とする。

- 2 市長は、前項に規定する出資等法人を指定し、又はその指定を取り消し、若しくは変更したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（実施状況の公表）

第13条 条例第32条の規定による実施状況の公表は、請求件数、公開に関する決定の状況、審査請求の状況その他必要な事項を市広報紙に掲載することにより行うものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町情報公開条例施行規則（平成13年小高町規則第6号）、鹿島町情報公開条例施行規則（平成12年鹿島町規則第3号）又は原町市情報公開条例施行規則（平成15年原町市規則第21号）又は原町方部環境衛生組合情報公開条例施行規則（平成15年規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年規則第18号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の南相馬市情報公開条例施行規則の規定による行政情報の公開については、この規則の施行の日以後の請求について適用し、同日前の請求に係る行政情報の公開については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第47号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第9号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第11号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区分			金額
文書、写し 図画の交付 又は付 写真	単色刷りで日本工業規格A列3番以下の 大きさの用紙	1枚につき10円	
		多色刷りで日本工業規格A列3番以下の 大きさの用紙	1枚につき50円
		上記以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用として情 報公開担当課長が適当と認める額
電磁的 記録 出力 した	印刷物に 単色刷りで日本工業規格A列3番以下の 大きさの用紙	1枚につき10円	
		多色刷りで日本工業規格A列3番以下の 大きさの用紙	1枚につき50円

	もの	上記以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用として情報公開担当課長が適当と認める額
	光ディスク等（CD—R、DVD、Blu—ray）に複写したものの交付		1枚につき100円
	その他の電磁的記録		当該写しの作成に要する費用として情報公開担当課長が適当と認める額
公文書の写しの送付に要する費用			当該写しの送付に要する郵便料金に相当する額

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面をそれぞれ1枚として算定する。

様式第1号（第3条関係）

行政情報公開請求書

年 月 日

南相馬市長

(〒 ー)

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称
(代表者氏名)

連絡先電話番号() ー

南相馬市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり行政情報の公開を請求します。

請求する行政情報 名又はその内容	
求める公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付(□郵送希望) 3 CD-R 4 その他()
一元処理についての同意欄	総務課で一元処理することについて (同意します・同意しません)

注1 請求する行政情報名又はその内容欄は、行政情報が特定できるよう具体的に記入してください。

2 求める公開の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。

3 閲覧又は視聴後に写しの交付を希望する場合は、両方を○印で囲んでください。

4 一元処理についての同意欄は、行政情報が複数の実施機関に存する場合、速やかに行政情報を公開するために、総務課で一元処理することについての同意欄です。

なお、同意いただけない場合は、公開まで時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

様式第2号（第4条関係）

行政情報公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開について、南相馬市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開することを決定したので通知します。

行政情報の件名	
公開の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
公開の場所	電話番号() —
公開の方法	
備考	

注1 行政情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された公開の日時に都合が悪いときは、あらかじめ、上記の連絡先電話番号に連絡してください。

様式第3号(第4条関係)

行政情報部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開について、南相馬市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり部分公開することを決定したので通知します。

行政情報の件名	
公開の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
公開の場所	電話番号() —
公開の方法	
公開しない部分	
公開しない根拠規定及びその理由	
備考	

注1 行政情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された公開の日時に都合が悪いときは、あらかじめ、上記の連絡先電話番号に連絡してください。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号(第4条関係)

行政情報非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開について、南相馬市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことを決定したので通知します。

行政情報の件名又は内容	
公開しない根拠規定及びその理由	
連絡先	電話番号() —
備考	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第5条関係）

行政情報公開決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開について、南相馬市情報公開条例第12条第2項又は同条第3項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

行政情報の件名又は内容	
南相馬市情報公開条例第12条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長区分	1 情報公開条例第12条第2項 2 情報公開条例第12条第3項
延長の理由	
連絡先	電話番号() —

様式第6号（第6条関係）

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開について、南相馬市情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

行政情報の件名又は内容	
移送をした実施機関名	
移送を受けた実施機関名	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

様式第7号（第7条関係）

行政情報の公開に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

南相馬市長



（あなた・貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録された行政情報について、南相馬市情報公開条例に基づく公開請求がありました。

つきましては、当該行政情報を公開するかどうかの決定を行うに際し、参考としたいので、別紙「行政情報の公開に係る意見書」により回答してください。

行政情報の件名	
公開請求の年月日	年 月 日
請求のあった関係情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	〒 ー 電 話 () ー F A X () ー
備考	

注 回答期限までに回答がない場合は、公開に同意したものとみなします。

様式第8号（第7条関係）

行政情報の公開に係る意見書

年 月 日

南相馬市長

住所又は所在地

氏名又は名称
(代表者氏名)

連絡先電話番号() —

年 月 日付けで照会がありましたことについて、次のとおり回答します。

行政情報の件名	
意見	1 公開については支障がない。 2 公開については支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由

注 「意見」の欄は、該当する番号を○で囲み、「2」を○で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」及び「(2)支障がある理由」を具体的に記入してください。

様式第9号(第7条関係)

行政情報の公開に関する通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市長



(あなた・貴社・貴団体・貴職)に関する情報が記録された行政情報について、南相馬市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政情報を公開することを決定したので、同条例第14条第3項(第20条)の規定により通知します。

行政情報の件名	
公開請求の年月日	年 月 日
公開決定をした理由	
公開される情報の内容	
公開を実施する日	年 月 日
連絡先	電話番号() —

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第10号(第11条関係)

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けの公開決定等に対する審査請求について、南相馬市情報公開条例第18条の2第1項の規定により南相馬市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第19条の規定により通知します。

行政情報の件名	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
連絡先	電話番号() —
備考	

(事務担当 :)